

令和4年度 第3回鴨川市水道事業運営委員会次第

日 時 令和4年11月10日(木) 午後4時

場 所 鴨川市水道課 1階会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

(1) 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)

4 その他

5 閉 会

# 鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年

期間：自 令和3年4月1日

至 令和5年3月31日

氏 名	職 名	備 考
松 井 寛 徳	市 議 会 議 員	会 長
秋 山 貢 輔	〃	
梶 恵 子	識見を有する者	
中 村 康 仁	〃	副 会 長
高 梨 俊 和	〃	
田 仲 重 郎	〃	
和 泉 良 史	〃	

議案第 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年 月 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鴨川市水道事業給水条例（平成17年鴨川市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「水道メーター」の次に「(以下「メーター」という。)」を加え、同条第2項中「水道メーター」を「メーター」に改める。

第19条の見出し中「水道メーター」を「メーター」に改め、同条第1項中「給水量」を「使用水量」に、「市の水道メーター（以下「メーター」という。）」を「メーター」に、「認めた」を「認める」に改める。

第28条を次のように改める。

(料金の算定)

第28条 料金は、指定月（次の各号のいずれかに掲げる月のうちから、水道使用者ごとに管理者が定める月をいう。以下同じ。）の定例日（料金を算定するための基準日として管理者が定める日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、使用水量により定例日の属する月分及びその前月分（給水が開始された日の属する月以後の月分に限る。）の料金を算定する。この場合において、各月の使用水量は、均等とみなし、それぞれの月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を定例日の属する月分の使用水量に加えるものとする。

(1) 1月、3月、5月、7月、9月及び11月

(2) 2月、4月、6月、8月、10月及び12月

2 管理者は、必要があると認めるときは、指定月以外の月の定例日にメーターの検針を行い、使用水量により定例日の属する月分の料金を算定することができる。

3 管理者は、必要があると認めるときは、定例日以外の日にメーターの検針を行うことができる。

4 使用水量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を次のメーターの検針に計量する使用水量に繰り越すものとする。

第31条第1項中「次のとおり」を「第27条に規定する基本料金の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）と超過料金の額の合計額」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「料率」を「用途の料率（その使用日数が等しいときは、変更後の用途の料率）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合において、その使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第33条中「毎月」を「指定月に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、管理者は、必要があると認めるときは、指定月以外の月に料金を徴収するこ

とができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和5年4月30日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る当該水道料金の額の算定については、なお従前の例による。

## 議案第 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案理由

水道料金の算定及び徴収の方法を変更するため、鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

### 2 内容

- (1) 水道料金の算定方法について、指定月（奇数月又は偶数月のうち、水道使用者ごとに水道事業管理者が定める月をいう。以下同じ。）の定例日（料金を算定するための基準日として水道事業管理者が定める日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、使用水量により定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定することとする。
- (2) 水道事業管理者は、必要があると認めるときは、指定月以外の月の定例日にメーターの検針を行い、使用水量により定例日の属する月分の料金を算定することができることとする。
- (3) 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの水道料金について、基本料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額と超過料金の金額の合計額とする。
- (4) 水道料金の徴収方法について、指定月に徴収することとする。ただし、水道事業管理者は、必要があると認めるときは、指定月以外の月に徴収することができることとする。
- (5) その他条文の整備を行う。

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

鴨川市水道事業給水条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 管理者は、災害等の給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認められるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 略

(水道メーターの設置)

第19条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 略

(料金の算定)

第28条 料金は、料金を算定するための基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行いその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない事由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 管理者は、災害等の給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認められるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 略

(メーターの設置)

第19条 使用水量は、メーターにより計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 略

(料金の算定)

第28条 料金は、指定月（次の各号のいずれかに掲げる月のうちから、水道使用者ごとに管理者が定める月をいう。以下同じ。）の定例日（料金を算定するための基準日として管理者が定める日をいう。以下同じ。）にメーターの検針を行い、使用水量により定例日の属する月分及びその前月分（給水が開始された日の属する月以後の月分に限る。）の料金を算定する。この場合において、各月の使用水量は、均等とみなし、それぞれの月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を定例日の属する月分の使用水量に加えるものとする。

<p>(特別の場合における料金の算定)</p> <p>第 31 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>使用水量が基本水量の 2 分の 1 以下のときは基本料金の 2 分の 1。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) <u>使用水量が基本水量の 2 分の 1 を超えるときは 1 月として算出した金額</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い<u>料率</u>を適用する。</p>	<p>(1) <u>1 月、3 月、5 月、7 月、9 月及び 11 月</u></p> <p>(2) <u>2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月</u></p> <p>2 <u>管理者は、必要があると認めるときは、指定月以外の月の定例日にメーターの検針を行い、使用水量により定例日の属する月分の料金を算定することができる。</u></p> <p>3 <u>管理者は、必要があると認めるときは、定例日以外の日にメーターの検針を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>使用水量に 1 立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を次のメーターの検針に計量する使用水量に繰り越すものとする。</u></p> <p>(特別の場合における料金の算定)</p> <p>第 31 条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、<u>第 27 条に規定する基本料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額) と超過料金の額の合計額とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>前項に規定する場合において、その使用水量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い<u>用途の料率 (その使用日数が等しいときは、変更後の用途の料率)</u>を適用する。</p>
--	---

<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第 33 条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金その他の方法により<u>毎月</u>徴収する。</p>	<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第 33 条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金その他の方法により<u>指定月に徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、指定月以外の月に料金を徴収することができる。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和 5 年 4 月 30 日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る当該水道料金の額の算定については、なお従前の例による。

## 議案第 号

鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

### 1 提案理由

令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の一部が令和5年4月1日から施行されること等に伴い、国の職員の定年を基準として職員の定年を引き上げ、及びこれに伴う諸制度を整備するため、鴨川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を制定することについて、同法第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

### 2 内容

- (1) 鴨川市職員の定年等に関する条例（平成17年鴨川市条例第29号）の一部改正【第1条】 略
- (2) 鴨川市職員の再任用に関する条例（平成17年鴨川市条例第24号）の廃止【第10条】 略
- (3) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）の一部改正【第6条】 略
- (4) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年鴨川市条例第3号）の一部改正【第9条】 略
- (5) 鴨川市一般職の職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年鴨川市条例第25号）の一部改正【第2条】 略
- (6) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年鴨川市条例第32号）の一部改正【第4条】 略
- (7) 鴨川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年鴨川市条例第33号）の一部改正【第5条】 略
- (8) その他
  - (1)から(7)までの条例及び次の条例について、その他の条文の整備を行う。
    - ア 鴨川市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（平成17年鴨川市条例第28号）の一部改正【第3条】
    - イ 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年鴨川市条例第143号）【第7条】
    - ウ 鴨川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鴨川市条例第162号）の一部改正【第8条】

### 3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(1)オについては、公布の日

【第1条～第6条】 略

【第7条】 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条及び第6条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条及び第6条の規定は、<u>鴨川市職員の定年等に関する条例（平成17年鴨川市条例第29号）第12条若しくは第13条第1項若しくは第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

【第8条・第9条】 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

第2条～第12条 略

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第13条 略

2～8 略

9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第7条の規定による改正後の鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第22条の規定を適用する。

10 略

第14条 略

議案第 号

令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,060,973千円は、過年度分損益勘定留保資金 730,589千円、減債積立金 243,530千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 86,854千円で補填するものとする。）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	690,001 千円	△ 261,200 千円	428,801 千円
第1項 企業債	690,000 千円	△ 261,200 千円	428,800 千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
量水器交換等業務に係る委託料	自 令和4年度 至 令和5年度	12,460
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和4年度 至 令和5年度	5,665
水質検査業務に係る委託料	自 令和4年度 至 令和5年度	16,232
土砂処理業務に係る委託料	自 令和4年度 至 令和5年度	40,700
薬品等に係る購入費	自 令和4年度 至 令和5年度	60,731

令和4年 月 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1) 令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的收入			690,001	△ 261,200	428,801		
	1 企業債		690,000	△ 261,200	428,800		
		1 企業債	690,000	△ 261,200	428,800	企業債	△ 261,200

2) 令和4年度鴨川市水道事業会計補正(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	13,904	0	13,904
減価償却費	502,198	0	502,198
引当金の増減額(△は減少)	685	0	685
長期前受金戻入額	△ 136,654	0	△ 136,654
固定資産除却損	680	0	680
未収金の増減額(△は増加)	△ 35,047	0	△ 35,047
未払金の増減額(△は減少)	△ 14,407	0	△ 14,407
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,146	0	1,146
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>332,505</u>	<u>0</u>	<u>332,505</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 869,619		△ 869,619
有価証券の取得による支出	△ 100,000	0	△ 100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 969,619</u>	<u>0</u>	<u>△ 969,619</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	690,000	△ 261,200	428,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 424,208	0	△ 424,208
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>265,792</u>	<u>△ 261,200</u>	<u>4,592</u>
資金減少額	△ 371,322	△ 261,200	△ 632,522
資金期首残高	<u>1,375,242</u>		<u>1,375,242</u>
資金期末残高	<u>1,003,920</u>	<u>△ 261,200</u>	<u>742,720</u>

議案第 号

令和4年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

1 提案理由

令和4年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第2号）を調製したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	企業債	690,000	△261,200	428,800	・全国的に起債要望額が多く、総務省からの資金調整依頼に伴い減額を行うもの。

(2) 債務負担行為補正

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
量水器交換等業務に係る委託料	令和4年度から令和5年度まで	12,460	計量法第16条に基づく水道用量水器の交換に係る委託料について、令和5年度当初から実施する必要があるため、令和4年度中に当該業務に係る契約手続きを行い、事務事業の円滑な実施を図る。
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	令和4年度から令和5年度まで	5,665	設備機器の保安・保守点検に係る委託料及び企業会計システム、水道料金調定システム等の保守に係る委託料について、令和5年度当初から実施する必要があるため、令和4年度中に当該業務に係る契約手続きを行い、事務事業の円滑な実施を図る。
水質検査業務に係る委託料	令和4年度から令和5年度まで	16,232	水道法第20条に基づく水質検査に係る委託料について、令和5年度当初から実施する必要があるため、令和4年度中に当該業務に係る契約手続きを行い、事務事業の円滑な実施を図る。

(単位 千円)

土砂処理査業務に係る委託料	令和4年度から 令和5年度まで	40,700	浄水処理に伴い発生する土砂処理業務に係る委託料について、令和5年度当初から実施する必要があるため、令和4年度中に当該業務に係る契約手続きを行い、事務事業の円滑な実施を図る。
薬品等に係る購入費	令和4年度から 令和5年度まで	60,731	浄水処理等に必要となる薬品に係る購入費について、令和5年度当初から実施する必要があるため、令和4年度中に当該業務に係る契約手続きを行い、事務事業の円滑な実施を図る。

## 隔月検針・請求の導入について

### ■ 目的

水道事業において、収入の柱となる料金収入が減少傾向にある中、これまで実施してきた毎月の検針及び請求を2か月毎に実施することにより、経費削減又は委託業務の効率化を図ることが可能となり、その分滞納者への対応強化に充てることで、今後の経営改善に資することを目的とする。

### ■ 千葉県内の状況（令和4年4月1日現在）

37事業体のうち31事業体が、隔月検針・請求を行っている。

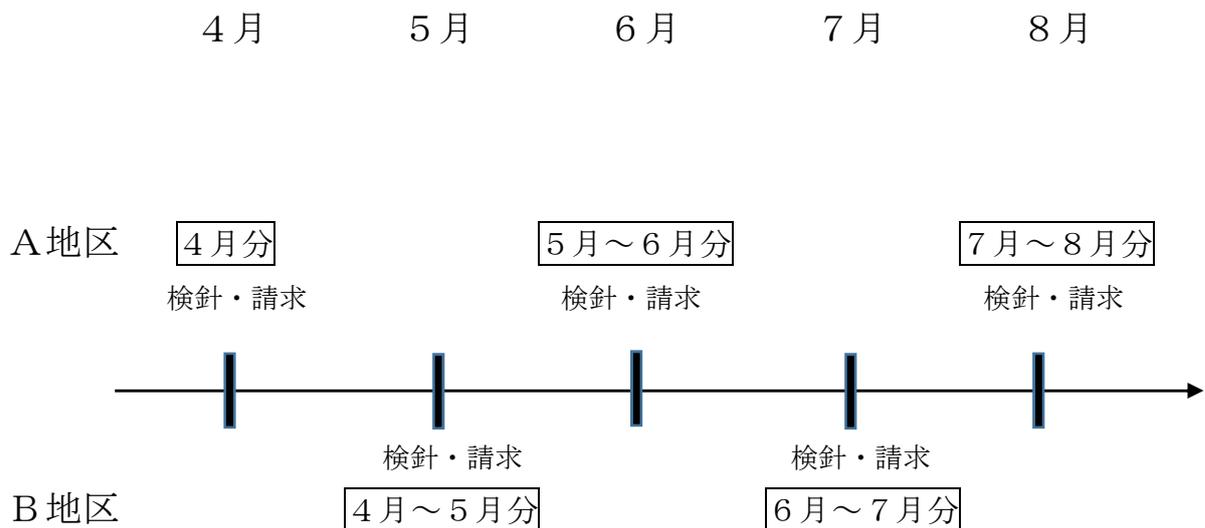
※毎月検針 → 我孫子市、栄町・印西市、神崎町、東庄町、鋸南町、鴨川市

### ■ 実施方法

○市内を2地区に分け、それぞれ偶数月、奇数月に検針を行う。

料金の請求は、検針を行った当月の20日前後を予定。

【検針・請求スケジュール】（□内は算定期間）



※2地区にする → 検針用機器（ハンディターミナル）を減らすことが可能  
検針員の雇用が隔月では難しい

## ■ 費用対効果(節減できる経費)

○減額となる収入見込額[ア]	3,367 千円
・減収見込額	<u>3,367 千円</u>
(月途中の使用開始・中止に係る算定方法の変更による減収分)	

○期待できる経費削減額[イ]	8,706 千円
・検針経費	<u>4,609 千円</u>
検針委託料	4,609 千円
・請求経費	<u>4,097 千円</u>
郵送料	2,296 千円
手数料(口座振替・コンビニ手数料など)	1,801 千円

◎差引 [イ]8,706 千円 - [ア]3,367 千円 = 5,339 千円/年

## ■ 料金の算定方法

検針時の使用水量を2か月で等分し、それぞれの料金を計算する。  
(1立方メートル未満の端数が生じた場合、後月分に加える。)

### 【計算方法】

例)検針時の使用水量が4.1立方メートル、口径が1.3mmであった場合

$$4.1 \text{ m}^3 \div 2 = 2.05 \text{ m}^3 \text{ (端数 } 0.5 \text{ m}^3)$$

前月分 2.0 m<sup>3</sup> 検針月分 2.1 m<sup>3</sup> として、それぞれ料金を算定する。

$$\text{(前月分)} 4,565 \text{ 円} + \text{(検針月分)} 4,840 \text{ 円} = 9,405 \text{ 円}$$

9,405 円(税込)が請求される水道使用料金となる。

## ■ 隔月検針・請求のデメリット

- ・宅内漏水発見機会の減少
- ・水道料金負担感の増

※広報・ホームページ・チラシ等に配布により周知し、理解を得る

## 令和4年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書

### 1 工事関係

主要工事等については、以下のとおり実施し、水道水の安定供給に努めました。

#### ○ 工事の契約（4本）

- ・ 配水管布設替等

＜金東地区配水管布設替工事、市道外沼改田線改良工事に伴う配水管布設替工事＞ 下線は布設替

- ・ 更新その他

＜保台浄水場原水流量計外更新工事、保台浄水場機械設備更新工事＞

### 2 業務関係について

業務関係については、給水契約数は上半期の9月末現在において、18,566件となり、前年同月と比較して、98件の増加となりました。

また、水道料金は、上半期の9月末現在において、合計571,509,537円となり前年同月と比較して8,433,932円、1.5パーセントの増加となりました。

主な原因として、昨年度と比較し、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等がなく、また業務系でご利用の使用水量の増加等がみられたことから、それに伴い基本料金収入、従量料金収入が増加したためとなりました。

料金の収納状況については、上半期の9月末現在において、調定額683,464,628円で前年同月と比較して17,895,801円、2.7パーセントの増加となりました。収納額は、625,032,310円で前年同月と比較して16,647,969円、2.7パーセントの増加となりました。

上半期の合計有収水量は、2,115,565立方メートルで、前年同月と比較して25,397立方メートル、1.2パーセントの増加となりました。

また、上半期の合計給水量は2,864,826立方メートルで前年同月と比較して21,778立方メートル、0.8パーセントの減少となりました。

上半期は、前年度と比較して、給水量は若干減少したものの、有収水量は増加

しました。有収率は、管末残塩の定期的な確認及び捨て水量の調整並びに漏水探査等による漏水箇所等の早期の発見及び修繕を実施するよう努めており、前年度と比較して1.4パーセント増の73.8パーセントとなりました。

### 3 経理関係について

経理関係については、上半期の事業収益において、営業収益は574,546,962円、営業外収益は、受取利息及び配当金等により744,854円となり、これらを合わせた事業収益は575,291,816円となりました。

また、上半期の事業費において、営業費用は321,493,801円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等により22,531,377円となり、これらを合わせた事業費は344,025,178円となりました。

上半期事業収益合計575,291,816円と上半期事業費合計344,025,178円との差引では231,266,638円の利益となり、前年同期と比較して64,526円減少となりました。

下半期の収益的収支の見込みは、収入において、主たる収入となる水道料金は、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による非常事態宣言が再度発出されなければ、上半期同様に有収水量の回復傾向は継続すると予想されます。

費用においては、施設の老朽化による修繕費の増加並びに漏水による給水量の増加による動力費、薬品費及び受水費の増加が見込まれ、加えて、改正水道法の施行による台帳整備や、施設基準に適合しているかの検査等、水道事業者が行わなければならない義務の増加等により、人員不足を含め経営が厳しい状況となることから、今後もより一層効率的な事業運営及び、施設整備費の見直しによる投資的経費の平準化に努めます。

令和4年度 上半期業務状況報告（主要工事等）

	工事名等	工事費等	契約の相手方
1	保台浄水場原水流量計外更新工事	7,600,000	昱（株）千葉支店
2	保台浄水場機械設備更新工事	23,950,000	JFE アクアサービス機器（株） 横浜営業所
3	金束地区配水管布設替工事	39,900,000	（有）エーエルシー住設
4	市道外沼改田線改良工事に伴う配水管布設替工事	4,600,000	大映興業（株）

※金額は税抜き

## 令和4年度上半期事業の概況

(令和4年4月～令和4年9月末)

※税抜

月	収益 ①			費用 ②			当月差引損益 ①-②		
	令和4年度	令和3年度	比較	令和4年度	令和3年度	比較	令和4年度	令和3年度	比較
4	91,608,732円	92,443,753円	△ 835,021円	38,153,378円	32,232,572円	5,920,806円	53,455,354円	60,211,181円	△ 6,755,827円
5	91,177,276円	94,156,956円	△ 2,979,680円	59,559,270円	54,531,715円	5,027,555円	31,618,006円	39,625,241円	△ 8,007,235円
6	92,911,046円	89,526,669円	3,384,377円	53,342,094円	51,782,262円	1,559,832円	39,568,952円	37,744,407円	1,824,545円
7	94,817,728円	91,211,143円	3,606,585円	55,503,181円	46,310,980円	9,192,201円	39,314,547円	44,900,163円	△ 5,585,616円
8	102,850,993円	103,568,478円	△ 717,485円	58,965,992円	55,918,960円	3,047,032円	43,885,001円	47,649,518円	△ 3,764,517円
9	101,926,041円	96,107,233円	5,818,808円	78,501,263円	94,906,579円	△ 16,405,316円	23,424,778円	1,200,654円	22,224,124円
合計	575,291,816円	567,014,232円	8,277,584円	344,025,178円	335,683,068円	8,342,110円	231,266,638円	231,331,164円	△ 64,526円
		前年度比較	1.5%		前年度比較	2.5%		前年度比較	△ 0.0%

月	給水量			有収水量			有収率		
	令和4年度	令和3年度	比較	令和4年度	令和3年度	比較	令和4年度	令和3年度	比較
4	468,671m <sup>3</sup>	468,729m <sup>3</sup>	△ 58m <sup>3</sup>	337,384m <sup>3</sup>	339,958m <sup>3</sup>	△ 2,574m <sup>3</sup>	72.0%	72.5%	△ 0.5
5	453,200m <sup>3</sup>	464,722m <sup>3</sup>	△ 11,522m <sup>3</sup>	333,291m <sup>3</sup>	347,834m <sup>3</sup>	△ 14,543m <sup>3</sup>	73.5%	74.8%	△ 1.3
6	464,765m <sup>3</sup>	463,220m <sup>3</sup>	1,545m <sup>3</sup>	340,143m <sup>3</sup>	329,051m <sup>3</sup>	11,092m <sup>3</sup>	73.2%	71.0%	2.2
7	467,542m <sup>3</sup>	461,773m <sup>3</sup>	5,769m <sup>3</sup>	351,042m <sup>3</sup>	334,445m <sup>3</sup>	16,597m <sup>3</sup>	75.1%	72.4%	2.7
8	507,025m <sup>3</sup>	523,404m <sup>3</sup>	△ 16,379m <sup>3</sup>	378,886m <sup>3</sup>	383,292m <sup>3</sup>	△ 4,406m <sup>3</sup>	74.7%	73.2%	1.5
9	503,623m <sup>3</sup>	504,756m <sup>3</sup>	△ 1,133m <sup>3</sup>	374,819m <sup>3</sup>	355,588m <sup>3</sup>	19,231m <sup>3</sup>	74.4%	70.4%	4.0
合計	2,864,826m <sup>3</sup>	2,886,604m <sup>3</sup>	△ 21,778m <sup>3</sup>	2,115,565m <sup>3</sup>	2,090,168m <sup>3</sup>	25,397m <sup>3</sup>	73.8%	72.4%	1.4
		前年度比較	△ 0.8%		前年度比較	1.2%			

月	給水契約数			水道料金 (税抜)		
	令和4年度	令和3年度	比較	令和4年度	令和3年度	比較
4	18,711件	18,643件	68件	91,226,732円	91,418,840円	△ 192,108円
5	18,549件	18,502件	47件	89,979,280円	93,245,540円	△ 3,266,260円
6	18,521件	18,481件	40件	92,389,415円	88,968,455円	3,420,960円
7	18,547件	18,456件	91件	94,146,645円	90,634,670円	3,511,975円
8	18,575件	18,506件	69件	102,364,515円	103,137,020円	△ 772,505円
9	18,566件	18,468件	98件	101,402,950円	95,671,080円	5,731,870円
合計	-	-	-	571,509,537円	563,075,605円	8,433,932円
		前年度比較	0.5%		前年度比較	1.5%

料金収入の状況 (※税込)

月	調定額			収納額			収納率		
	令和4年度	令和3年度	比較	令和4年度	令和3年度	比較	令和4年度	令和3年度	比較
4	155,156,443円	146,822,788円	8,333,655円	35,385,460円	89,781,297円	△ 54,395,837円	22.8%	61.1%	△ 38.3
5	254,133,543円	249,316,817円	4,816,726円	198,375,293円	192,769,896円	5,605,397円	78.1%	77.3%	0.8
6	355,761,810円	347,182,030円	8,579,780円	301,303,612円	300,270,350円	1,033,262円	84.7%	86.5%	△ 1.8
7	459,323,023円	446,880,091円	12,442,932円	402,555,293円	399,388,298円	3,166,995円	87.6%	89.4%	△ 1.8
8	571,923,893円	560,330,718円	11,593,175円	513,373,249円	501,644,770円	11,728,479円	89.8%	89.5%	0.3
9	683,464,628円	665,568,827円	17,895,801円	625,032,310円	608,384,341円	16,647,969円	91.5%	91.4%	0.1
		前年度比較	2.7%		前年度比較	2.7%			